

財務省告示第二百八十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年七月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	”	”	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	国債の名称	記号
	第七回	第五回	第三回		
二億四 万六千 七百九 十一	八千二 万五千 二百八 十億六	十億三 一十二 万八千 四百三	円千六 百九十五 億三萬七	総額面金額の	
五五億四 十十四百 三五千六 円万八十 千八百	百五千二 十九万八 十五百二 億七千三 十億八十五	十十六三 二万二千 百六十八 億五千五	四八千六 百六十五 億九千六 百十二	総買入価額の	